

ご利用上の注意

当社は、以下に従い、商品本体の修理代金の全部もしくは一部を負担し、または代替品を提供するサービス(以下「本サービス」といいます。)を実施いたします。

1)対象商品

本サービスの対象は、メーカーによる 1 年以上の保証があり、かつ本保証書に添付された保証書貼付用レシート（以下「添付レシート」といいます。）に記載された商品の本体に限ります。

2)適用条件

本サービスは、商品本体（付属品・添付品・消耗品を除きます。）について、メーカーの発行する保証書の規定に準じた故障が生じ当社または当社が指定する業者が修理を行った場合に適用されます。ただし、(6) に該当する場合は、本サービスは適用されません。なお、本サービスは日本国内でのみご利用いただけます。

3)適用期間

本サービスは、納品日より添付レシートに記載の期間適用されます。ただし、当社負担金額の累計がお買上金額に達したときは、期間途中であっても終了します。また、代替品を提供したとき（当社負担金額の累計がお買上金額を超えない場合も含まれます。）も本サービスは終了します。

4)適用回数

本サービスの適用に回数の制限はありません。

5)上限金額

(1)当社が 1 回の修理で負担できる金額の上限は、お買上金額に対して次の割合とします。

※ 1 年目は本サービスの適用は有りません。

2 年目 50%、3 年目 40%、4 年目 30%、5 年目 20%

※納品日から翌年の同月日の前日までを 1 年目とし、2 年目以降も同様とします。

※セット販売商品の場合は、当社の指定する金額（添付レシートに記載の金額）に対して上限割合が適用されます。

※上限金額を超える部分は、お客様のご負担となります。

(2)当社負担金額の累計は、お買上金額を上限とします。

6) 次のいずれかに該当する場合は、本サービスが適用されません。

- (1) 当社以外に修理を依頼した場合
- (2) メーカー発行の保証書規定の範囲外の修理
- (3) メーカー保証期間中の損害（当該期間中はメーカー保証で対応いたします。）
- (4) 商品本体に含まれない部位および付属品・添付品・消耗品等の修理・交換
- (5) 他の損害保険契約で補償される場合
- (6) 地震・噴火・津波・火災・落雷によって生じた損害
- (7) 原子力によって生じた損害
- (8) 戦争・暴動または公共の機関による差押え・収用・没収・破壊等によって生じた損害
- (9) 自然の消耗もしくは劣化（日常使用もしくは運転に伴う摩耗・消耗・劣化を含みます。）
または、使用環境による蒸れ・腐敗・変色・さび・かび・腐食・ひび割れ・はがれその他類似の事由またはまたはねずみ食いもしくは虫食い等によって生じた損害
- (10) 商品のかしによって生じた損害傷
- (11) 業務用に使用した場合
- (12) 部品交換を伴う修理で補修用性能部品に最低保有期間を過ぎている場合
- (13) 落下・物体衝突等破損による故障・損傷
- (14) 液体やほこり・虫等の異物混入によって生じた故障・損傷
- (15) 点検・調整・修正・設定等部品故障を伴わない損害
- (16) 本保証書の所定事項の文字を書き換えられた場合
- (17) 上記（3）に規定する適用期間終了後の故障・損害
- (18) お客様が暴力団、暴力団員その他の反社会的勢力に該当し、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難される関係を有していることが判明した場合

7) 修理の受付および修理費用のご負担について。

- (1) メーカー保証書に「出張修理」と規定あるもの
必ず当社へ修理をご依頼ください。受付後、当社においてメーカーまたは修理業者を手配します。故障状況および修理内容が全て本サービスの対象であり、かつ修理代金の金額が(5)に規定する金額の範囲内のときは、全額当社が負担いたしますので、お客様のご負担はありません。修理内容や交換部品に本サービスの対象外のものが含まれる場合や(5)に規定する金額を超える場合は、一旦修理代金の全額をお客様にお支払いいただきます。その後、コジマお客様カードと次の書類を添えてお支払いの日から 30 日以内に修理依頼店舗へご来店のうえ、修理代金を精算してください。お客様がお支払いいただいた修理代金のうち、本サービスの対象となる修理代金について、(5)に規定する金額の範囲内で、当該修理代金または一部を当社が負担いたします。
(イ) 本保証書 (ロ) メーカー保証書 (ハ) お買上時のレシートまたはお客様控え
(ニ) 修理代領収書 (ホ) 修理明細書

(2)メーカー保証書に『持込修理』または『引き取り修理』と規定あるもの

必ず当社の最寄り店舗へ修理品をお持込のうえ、修理をご依頼下さい。その際、コジマお客様カードと次の書類が必要になります。修理代金のうち、本サービスの対象となる修理代金について、(5)に規定する金額の範囲内で、当該修理代金の全部または一部を当社が負担いたします。修理代金の金額と当社負担金額の差額は、修理完了後にお客様よりお支払いいただきます。

(イ) 本保証書 (ロ) メーカー保証書 (ハ) お買上時のレシートまたはお客様控え
※上記(1)または(2)において修理着手前の修理見積額（本サービスの対象とならない部分を除きます。）が、お買上金額を超えるときは、修理着手前に次のいずれかをご選択いただきます。

- a. 修理する場合…修理代金と当社負担金額の差額はお客様にご負担いただきます。
- b. 修理しない場合…代替品の購入を条件に当社負担金額をその代金の一部に充当します。